

定 款

職業訓練法人 静岡県理美容技能開発協会

職業訓練法人静岡県理美容技能開発協会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行う事により、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、職業訓練法人静岡県理美容技能開発協会という。

(事務所)

第 3 条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区駿府町 37

(業 務)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行うこと。
- 二 求職者に対する認定職業訓練を行うこと。
- 三 本会の設置する施設を他の事業主等の行う職業訓練等のために使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行うこと。
- 四 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。
- 五 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 職業訓練として介護員養成研修を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

(認定職業訓練のための施設)

第 5 条 本会の設置する認定職業訓練のための施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	職業訓練法人静岡県理美容技能開発協会 静岡県理美容技能訓練校
位置	静岡県静岡市葵区駿府町 37

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の、会員資格を有する者は、静岡県内において理容業・美容業を営む者、並びに理容美容に関係する者で、本会の目的に賛同するものとする。

(入 会)

第 7 条 前条の者が本会の会員となるには、入会申し込みをし、会長の承諾を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の入会申し込みがあったときは、これを承諾するかどうかについて理事会の意見を聞かなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、5日前に書面にて申し出て本会を退会することが出来る。

(除 名)

第9条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することが出来る。

- 一 本会の目的の達成又は業務の運営を妨げたとき。
- 二 会費の納入その他会員の業務を怠ったとき。
- 三 本会の信用を失わせる行為をしたとき。

(会 費)

第10条 会員は、総会が別に定めるところにより会費を納入しなければならない

- 2 徴収した会費は、会員が脱退した場合においても返還しない。

第3章 役 員

(種 別)

第11条 本会に次の役員を置く。

会 長	1人
理 事	5人以内
監 事	2人以内

(職 務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代行する。
- 3 理事は、本会の業務を掌理する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 免)

第13条 役員は、総会において選任し、又は解任する。

(任 期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし任期中の最終の事業年度の定時総会の終結時まで任期を伸長することができる。なお再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後又は辞任後も新たに役員が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第15条 会議は、総会及び理事会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第16条 会長は、毎事業年度1回定時総会を召集しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の意見を聞いて臨時総会を招集する事が出来る。
- 3 会員総数の3分の1以上にあたる会員が会議の目的たる事項を記載した書面を会長に提出して請求したときは、会長は遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、開催日の5日前までに会議の目的たる事項、日時及び記載した書面を各会員に発して行うものとする。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選任する。

(総会の議決事項)

第18条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務計画又は収支予算の決定又は変更
- 三 解散
- 四 会員の除名
- 五 役員を選任及び解任
- 六 会費に関する事項
- 七 余剰金の処分
- 八 その他本会の運営に関する重要事項

(総会の議事)

第19条 総会は、会員総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することが出来ない。

- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。ただし前条第1号、第3号及び第4号に係る議事は、出席した会員の3分の2以上の多数で決する。
- 3 前2項の場合において、書面をもって表決権を他の会員に委託した会員は、出席者とみなす。
- 4 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び本総会において選任された議事録署名人2名がこれに署名捺印するものとする。

(理事会)

第20条 理事会は、会長及び理事(以下「会員等」という。)をもって組織する。

- 2 理事会は会長が招集する。
- 3 理事会の議長は会長とする。
- 4 理事会は、会長が認めるとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 5 理事会の議事は、出席した会長等の過半数で決する。
- 6 前条第3項及び第4項の規定は、理事会の議事について準用する。

(理事会の議決事項)

第21条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 総会に提出する議案
- 二 会務の運営に関する重要事項
- 三 この定款に基づき理事会が処理すべき事項
- 四 その他会員が必要と認める事項

第5章 資産及び会計

(資産)

第22条 本会の資産は、会費、寄附金、補助金その他の収入からなるものとし、理事会が別に定めるところにより会長が管理する。

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度及び事業年度)

第24条 本会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計書類の作成)

第25条 会長は、毎会計年度、業務計画及び収支予算を作成し、総会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎会計年度の業務報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(余剰金)

第26条 決算の結果余剰金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越し、又は積立金として積み立てるものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、総会の議決を経、静岡県知事の許可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第28条 本会は、次の理由によって解散する。

- 一 目的とする事業の成功の不能
- 二 総会の議決
- 三 社員の欠亡
- 四 破産
- 五 設立の認可の取り消し

2 前項第1号に掲げる理由による解散については、静岡県知事の許可を受けなければならない。

3 第1項第2号又は同項第3号に掲げる理由による解散については、清算人は静岡県知事にその旨を届け出なければならない。

(清算人)

第 29 条 清算人は、会長とする。ただし、総会で別人を定めた場合は、この限りではない。

(残余財産の帰属)

第 30 条 本会が解散した場合の資産は出資の割合に応じて会員に配分、残余財産は、他の公益法人若しくは静岡県に帰属する。

第 7 章 雑 則

(広 告)

第 31 条 本会の公示は、本会の掲示板に掲示し、かつ、必要がある時は静岡新聞によって行うものとする。

(実施規定)

第 32 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から実施する。
- 2 本会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人設立により、創美訓練協会の会員及び一切の財産は、この法人が承継する。

附 則

- 1 この定款は、平成 13 年 4 月 25 日から実施する。
- 2 この定款は、平成 14 年 4 月 29 日から実施する。
- 3 この定款は、平成 15 年 4 月 30 日から実施する。
- 4 この定款は、平成 30 年 9 月 7 日から実施する。
- 5 この定款は、令和 1 年 10 月 10 日から実施する。